

# 月刊基金

Monthly KIKIN 第60巻 第10号

# 10

OCTOBER 2019

## 社会保険診療報酬支払基金 基本理念

私たちの使命

私たちは、国民の皆様にご信頼される専門機関として、診療報酬の「適正な審査」と「迅速な支払」を通じ、国民の皆様にとって大切な医療保険制度を支えます。

今月の表紙



大深沢橋（宮城県）  
表紙イラスト 永吉 秀司

鳴子温泉と中山平温泉の間に位置する鳴子峡に架かる大深沢橋。10月中旬から11月上旬には深さ100mの大峡谷が紅葉に染まります。断崖絶壁に根をはるブナ、カエデなどの紅葉と常緑樹の織りなすコントラストがみごとです。

## CONTENTS

2

特別寄稿

### 地域医療構想における 医療ビッグデータ活用の展望について

産業医科大学 医学部 公衆衛生学教室 教授 松田 晋哉



5

ネットワーク

### 「地域医療の確保と質の向上」に向けて

公益社団法人地域医療振興協会 理事長 吉新 通康

6

保険者インタビュー

### 事業主と従業員、そして健康保険組合の 意識統合とコラボヘルス事業に注力 群馬銀行健康保険組合を訪ねて

10

特集

### 令和元年度 資格関係誤りレセプトの 発生防止に向けて

17

医学のはなし 知っておきたい病気の豆知識 連載123回

### 片頭痛～頭痛をがまんしないで～

富山市立富山市民病院（富山県）医療局長 林 茂

18

### 保険請求の基礎知識

21

トピックス

### 審査情報提供事例（歯科）を公表

22

### 診療報酬改定の解説

25

クローズアップ ～支払基金の職員を紹介します～

### きめ細かい訪問懇談とフォローアップに、 やりがいを実感

青森支部 管理課管理係 堀 文比古

26

### 医療保険等の動き マンスリーノート

28

### 支払基金における審査状況（令和元年6月審査分）

30

### 医療費の動向 診療報酬等確定状況（令和元年6月診療分）

32

### 支払基金が受託している医療費助成に係る事業内容の更新

33

### インフォメーション



# 保険請求の基礎

【告示 平成30年3月5日付け厚生労働省告示第43号】

## 別表第一（抜粋）

### 医科点数表

#### 第2章 特掲診療料

##### 第1部 医学管理等

##### B001 特定疾患治療管理料

15 慢性維持透析患者外来医学管理料 2,250点

注2 第3部検査及び第4部画像診断のうち次に掲げるものは所定点数に含まれるものとし、また、区分番号D026に掲げる尿・糞便等検査判断料、血液学的検査判断料、生化学的検査（I）判断料、生化学的検査（II）判断料又は免疫学的検査判断料は別に算定できないものとする。

イ～ホ（略）

へ 血液化学検査

総ビリルビン、総蛋白、アルブミン、（略）カリウム、カルシウム、鉄（Fe）、マグネシウム、無機リン及びリン酸、総コレステロール、（略）

ト～ワ（略）

【通知 平成30年3月5日付け厚生労働省通知保医発0305第1号】

## 別添1（抜粋）

### 医科診療報酬点数表に関する事項

#### 第2章 特掲診療料

##### 第1部 医学管理等

##### B001 特定疾患治療管理料

15 慢性維持透析患者外来医学管理料

(1)～(9)（略）

(10) 下記のアからカまでに掲げる要件に該当するものとして、それぞれ算定を行った場合は、該当するものを診療報酬明細書の摘要欄に記載する。

ア（略）

イ 副甲状腺機能亢進症に対するパルス療法施行時のカルシウム、無機リンの検査は、月2回以上実施する場合には、当該2回目以後の検査について月2回に限り、慢性維持透析患者外来医学管理料に加えて別に算定する。

（略）

ウ 副甲状腺機能亢進症により副甲状腺切除を行った患者に対するカルシウム、無機リンの検査は、退院月の翌月から5か月間は、月2回以上実施する場合には、当該2回目以後の検査について慢性維持透析患者外来医学管理料に加えて別に算定する。

エ シナカルセット塩酸塩の初回投与から3か月以内の患者に対するカルシウム、無機リンの検査は、月2回以上実施する場合には、当該2回目以後の検査について月2回に限り、慢性維持透析患者外来医学管理料に加えて別に算定する。

（略）

オ～カ（略）

本事例については、慢性維持透析患者外来医学管理料とカルシウム、無機リン及びリン酸を算定しています。慢性維持透析患者外来医学管理料の所定点数に含まれるカルシウム、無機リン及びリン酸を別に算定した場合、通知の別表I〔項番74〕に示されているとおり、「（略）別添1第2章第1部B001の15慢性維持透析患者外来医学管理料の（10）のアからカまでに規定するものの中から該当するものを選択して記載すること。」とされていることから、該当するものを選択して「摘要」欄に記載することとなりますので、ご注意ください。また、電子レセプトによる請求を行う場合、別表Iにおいてレセプト電算処理システム用コードが記載された項目については、平成30年10月診療分以降、該当するコードを選択の上、請求することとなりますので併せてご注意ください。

# 印識

今回は①：「慢性維持透析患者外来医学管理料に含まれる検査のうち、特例として算定を認められた検査を別に算定した場合の「摘要」欄への「記載事項」について」②「電気的根管長測定検査の算定について」を掲載します。

診療報酬明細書 (医科入院外)		令和 1年 10月分 請求 医科		1 医科 1 社保 1 単独 2 本外	
公費①	公費②	公費①	公費②	保険者番号	給付割合
記号	番号	記号・番号			
氏名	1男 3昭 46.05.25 生	特記事項	保険医 機関 の所在 地及び 名称	診療 日数	9日
職務上の事由		病名		公①	9日
傷病名	(1)慢性腎不全 (2)多発性のう胞腎 (3)高血圧症 (4)二次性副甲状腺機能亢進症 (5)高リン血症	診療 開始 日		公②	
1 1 初診	X 回	診療 終了 日		診 保 険 日 数	9日
1 2 再診	73 X 9回	12 再診料			
再診 時間外	X 回	13 診療情報提供料(1) (算定日3日)			
診休日	X 回	* 慢性維持透析患者外来医学管理料			
診夜	X 回	—注射料略—			
診夜 在宅患者訪問診療	X 回	* 一処置料略—			
その他		カルシウム			
薬		無機リン及びリン酸			
2 0 1 内服薬	回	—以下、略—			
2 2 点滴薬	回				
2 3 外用薬	回				
2 5 処方	回				
2 6 麻酔	回				
2 7 調剤	回				
3 0 3 1 皮下筋内注射	回				
3 2 静脈内注射	回				
3 3 その他	回				

慢性維持透析患者外来医学管理料に含まれる検査のうち、特例として算定を認められた検査を別に算定した場合の「摘要」欄への「記載事項」については、平成30年3月26日付け厚生労働省通知保医発0326第5号「「診療報酬請求書等の記載要領等について」等の一部改正について」の別表Iに示されています。

【通知 平成30年3月26日付け厚生労働省通知保医発0326第5号】

## 別表I 診療報酬明細書の「摘要」欄への記載事項等一覧（医科）（抜粋）

項番	区分	診療行為名称等	記載事項	レセプト電算処理システム用コード	左記コードによるレセプト表示文言
74	B001の15	慢性維持透析患者外来医学管理料	(慢性維持透析患者外来医学管理料に含まれる検査であって特例として算定を認められた検査を別に算定した場合)「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」別添1第2章第1部B001の15慢性維持透析患者外来医学管理料の(10)のアからカまでに規定するものの中から該当するものを選択して記載すること。	820100066	ア 出血性合併症患者の退院月翌月の月2回目以後の末梢血液一般検査
				820100067	イ パルス療法施行時の月2回目以後のカルシウム等の検査
				820100068	ウ 副甲状腺切除を行った患者の月2回目以後のカルシウム等の検査
				820100069	エ シナカルセット塩酸塩投与患者の月2回目以後のカルシウム等の検査
				820100070	オ 透析アミロイド症の月2回目以後のβ2-マイクログロブリン検査
820100071	カ デフェロキサミンメシル酸塩投与患者のアルミニウムの検査				

※ 「記載事項」欄における括弧書は、該当する場合に記載する事項であること。  
※ 「記載事項」欄の記載事項は、特に記載している場合を除き、「摘要」欄へ記載するものであること。

## 事例① 医科

慢性維持透析患者外来医学管理料に含まれる検査のうち、特例として算定を認められた検査を別に算定した場合の「摘要」欄への「記載事項」について



